

脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

- 改正都市再生特別措置法（令和6年5月公布、11月施行）により、**都市の脱炭素化に資する優良な都市開発事業に対する新たな大臣認定制度**が創設され、当該認定を受けた事業に対し民都機構の金融支援が実施可能となる。
- 認定を受けた優良な都市開発事業者においては、**より先進的な再生可能エネルギー活用を図ることで気候変動という社会課題解決に積極的に取り組むことで社会全体に貢献**したい意欲があるものの、先進的な取組の実証事業はコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
- また、**先進的な都市の暑熱対策に取り組む、良好な都市環境の形成に貢献**したい意欲がある事業者も多いところ、こうした先進的な取組の実証事業についてもコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
- このため、**都市の脱炭素化・暑熱対策に資する先進的な実証事業**について、**政策的に支援措置を講じ、その取組を強力に後押し**するとともに、その**成果を広く横展開し、わが国の都市開発における取組を一層推進**していくことが必要。

■対象事業者

- (1)脱炭素都市再生整備事業認定を受けた事業者
- (2)都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）・都市再生整備計画の区域において都市開発（既存改修を含む）を行う事業者

■対象事業

- (1)都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業
（経済産業省又は環境省において技術開発に対する補助事業がある技術に関する実証を除く）
- (2)都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業

■支援額等

- ・実証事業経費の1/2を補助

■支援要件

- ・都市の脱炭素化又は暑熱対策に資する先進的な取組の実証を行う事業であること
- ・CO2排出量削減に関する効果目標/都市の暑熱対策に関する効果目標を設定すること
- ・実証事業の成果を広く公表すること
- ・都市の良好な環境形成に寄与すること

■対象事業イメージ

- ①空調設備の効率的利用を促す室外機緑化など都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業
- ②路面温度を下げる透水性・湿潤舗装など、都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業
- ③調査レポートの公表など実証成果の横展開の取組

